

# 2026年度 奨学生 募集要項

公益財団法人 神野教育財団

2026年度 奨学生を下記のとおり募集いたします。

## 記

1. 応募資格 以下の要件を全て満たす方とします。
  - (1) 2026年4月現在、当財団が指定する大学院の修士または博士課程に在籍する学生
  - (2) 品行方正で、学業に優れ、かつ健康である方
  - (3) 経済的理由により大学におけるゆとりある修学が困難な方  
注：家計収入等を確認いたしますが、応募制限は設けません。
  - (4) 学長の推薦があること
2. 採用人員 2026年度指定校 大学院生 各1名
3. 給付内容
  - (1) 給付額 年額60万円とし、返済の義務はありません。
  - (2) 給付期間 2026年4月～2027年3月(1年間)
  - (3) 給付方法 ①原則として、8月・12月に年額の半額を給付いたします。  
②給付は銀行振込といたします。
4. 応募手続  
次の書類を学校経由で **2026年6月25日(木)** までに当財団に提出してください。なお、提出書類は返却いたしませんのでご了承ください。※環境負荷軽減のためメールでのご提出を推奨しております  
・奨学生願書 ・推薦書(学長) ・在学証明書 ・学業成績証明書(直近のもの)  
・健康診断書(校医証明のある定期健康診断の写でも可)
5. 選考と結果通知  
奨学生の採用は当財団の所定の手続きを経て決定します。結果は7月中旬に学校を通して通知いたします。
6. 決定後の行事・手続きについて
  - (1) 奨学生採用通知書授与式  
奨学生採用通知書授与式を **2026年7月28日に開催**しますので、出席願います。
  - (2) 年度終了時の報告  
奨学生は年度終了時、2027年4月末日までに次の書類を当財団に提出してください。  
①生活状況報告書 ②学業成績証明書
7. 奨学金給付の停止および取り消しについて
  - (1) 奨学生が奨学金給付を辞退した場合、あるいは退学、死亡した場合、その他修学が困難となった場合は、奨学金の給付を停止または取り消します。この場合、給付済みの奨学金があれば、財団所定の金額を返還していただくことがあります。
  - (2) 奨学生が休学するか、停学処分を受けた場合は、奨学金の給付を停止します。
  - (3) 提出した書類に偽りの記載があった場合、または当財団が必要とする報告を怠った場合は、奨学金の給付を取り消し、給付した奨学金全額を返還していただくことがあります。
8. 個人情報の保護について  
当財団は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)並びに関連する各種法令および関係省庁のガイドラインを遵守します。

以上

(お問い合わせ先)

〒440-8533 豊橋市駅前大通一丁目55番地 サーラタワー 株式会社サーラコーポレーション内  
公益財団法人 神野教育財団 事務局(担当:木川)

Mail: [info@kaminozaidan.jp](mailto:info@kaminozaidan.jp) HP: <http://www.kaminozaidan.jp> TEL: 0532-51-1182